神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について

介護保険法の規定に基づき、神奈川県が次の法人を指定市町村事務受託法人として指定した旨の通知がありましたので報告いたします。

１　指定市町村事務受託法人とは

指定市町村事務受託法人とは、保険者（市町村）から委託を受けて保険者事務の一部を実施する法人として、都道府県が指定した法人のことです。

横須賀市内にはすでに「横須賀市社会福祉事業団」が指定市町村事務受託法人として委託による要介護認定調査を実施しています。今回新たに指定された「介護認定調査よこすか」も、保険者からの委託を受け要介護認定調査を行います。保険者と同様に、新規申請の認定調査を行うことが可能です。（図１参照）

２　指定の内容

（１）指定事務所名	介護認定調査よこすか
事務所所在地	横須賀市浦郷町三丁目 64 番地ＡＩビル２階 電話番号・FAX 番号　（046）897-9876
（２）申請者名	有限会社たけふじ
主たる事務所の所在地	横須賀市船越町一丁目 50 番地 代表取締役　武藤　修儀
（３）指定年月日	令和３年４月１日
（４）受託事務の種類	介護保険法第 24 条の２第１項 第２号に規定する要介護認定調査事務
（５）居宅サービス等の提供の有無	無
（６）活動エリア	横須賀市（主に北部）、横浜市金沢区、 逗子市、葉山町

３　同法人との委託料額および委託件数見込みについて

今後認定者数の増に伴い、調査件数の増が見込まれることから、同法人の活用を検討していきたいと考えています。

（１）委託料	7,150 円（税込）／件 （横須賀市社会福祉事業団と同額）
（２）委託件数見込み	100 件／月　程度

【図１】

調査の実施者	新規	更新	変更	調査員の資格
（保険者）	○	○	○	（特段の規定なし）
委託の受託者	×	○	○	介護支援専門員
指定市町村事務受託法人	○	○	○	介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（令和２年４月１日より）